

原爆死から平和責任へ－被爆体験の思想化の試み

高 橋 眞 司

**Formulations of the Atomic Bomb Experience:
from Atomic Death to Peace Responsibility**

Shinji Takahashi

長崎大学教育学部 社会科学論叢 第69号 別冊

2007年3月

Bulletin of Faculty of Education, Nagasaki University: Social Science
Nagasaki University, No.69(2007)

原爆死から平和責任へー被爆体験の思想化の試み

高橋 眞 司

Formulations of the Atomic Bomb Experience: from Atomic Death to Peace Responsibility.

Shinji Takahashi

はじめに 被爆 60 年ー回顧と展望

被爆 60 年の記念の年に、「被爆体験の思想化」という重要なテーマについて報告する機会を与えられたことを感謝したい⁽¹⁾。しかし同時に、「被爆体験の思想化」について語ろうとすると何を語るべきか、途轍もなく大きな困難に直面するのを覚える。私は、被爆地長崎にあって哲学する試み⁽²⁾を三十年以上にわたって続けてきて、『長崎にあって哲学する』二巻（北樹出版、1994 - 2004 年）を上梓した。それらは一言で「被爆体験の思想化」ということも可能であろう。折角の与えられたこの機会である。私じしん長崎で考えてきたことの一部を申し述べることにしたい。

ところで、ガルトゥングは主著『平和的手段による平和』（1996）のなかで、「建設的な回答を提示する義務の下にある批判的な研究者」（a critic under the obligation to come up with constructive answers）として自分の立場を表明した（Galtung, 1996: 270）。私もまた、今大会の統一テーマ「原爆投下 60 周年の意味を問い返す」に沿ってひとつでも「建設的な回答」を提出することができれば幸いである。

さて、「被爆体験」という語に対して「原爆体験」という言い方がある。『原爆体験』の著者・濱谷正晴はいう。被爆体験という四文字には人々が何に被爆したのかを指し示す言葉が欠けている。また、原爆体験とは、被爆当時の「あの日」の体験のみによって形づくられているわけではない。「原爆体験」には、あの日から現在まで、原爆に被爆した人びとの身に起こったすべてのことが包み込まれていなくてはならない。さらに、体験とは決して受動的なものでない。被爆者における〈反原爆〉の思想は、おのれを苦しめてやまないく〈原爆〉と対峙することによって形成されてきた（濱谷、2005: v-vi）。

以上、三つの理由から濱谷らは「原爆体験」という言葉を使う。濱谷らの論点に賛同しつつも、私がここで「被爆体験」という言葉をあえて使うのは、原爆の開発・製造・実験・使用に携わった人々が他方の極にいるからである。核時代を脱却するためには、それら原爆の開発から使用にいたるあらゆる段階において関与した人々（いわば、加害者）の体験をも考慮する必要がある、と私は考える。原爆の開発から投下にいたるすべての過程に携わった人々の体験の象徴として「涙を泛べたアインシュタイン」の写真を思い浮かべてもよい。アインシュタインのまなざしは現代の科学と技術、政治と産業の批判につながってゆくであろう。私としては、原爆の開発、実験、製造、投下にいたるすべての過程に携わっ

た人々の体験に、広島・長崎における原爆被害者の体験を対置して、両者を併せて「原爆体験」と呼びたい。それゆえ、ここは被爆地広島・長崎での一般的呼び方に従って「被爆体験」という語を採用することにする。

つぎに、思想化というとき私は、「イメージに形(form)を与える」という意味でリフトンが用いた“formulation”という語を念頭においている(cf. Lifton, 1970: 12, 204)。「思想化」とは原爆についての高遠な理論でなく、リフトンはそれを「被爆者が自己を再・創造する過程」(the process by which the *hibakusha* re-creates himself. Lifton, 1967: 367)と捉えた。リフトンにとって「思想化」とは端的に被爆者の「精神的再建」と同義であった(psychic rebuilding or “formulation” Lifton, 1967:11)。リフトンの提起をうけて、ここで私は、被爆体験の思想化とは「被爆者がそれによって生きることのできる思想」と広く定義しておこう。しかしながら、より厳密に定義するならば、私の恩師の一人、石田忠の「原爆と人間」のパラダイム(後出)を援用しなければならない。石田は「原爆が人間に何をなしたか、またなしつつあるか」を確定するのは科学的な営為であるとした。それに対して、「人間は原爆に対して何をなすべきか」を確定するのは思想的な営為であるとした(石田, 1980:145)。この石田の重要な提起を受けとめれば、「被爆体験の思想化」には二つの営みが含まれる。一つは原爆が人間にどう影響し作用したかを確定する科学の営みであり、いまひとつは人間が原爆/核兵器に対して何をなすべきか、またなしうるかを明確にする思想的な営みである。「被爆体験の思想化」とはこの両者を含むダイナミックな営みなのである。

被爆体験の思想化について、この60年間の人文・社会科学における学問的営為を展望するとき、二つの傑出した研究がある。一つはアメリカの精神科医リフトンの研究であり、今一つは日本の社会調査家石田忠の仕事である。

第1節 被爆体験の思想化(1) - R. J. リフトン

リフトンの有名なヒロシマ研究『生命の中の死-広島生存者』(Lifton, 1967)は、正確には、フロイトの「精神分析学」(psychoanalysis)を現代の歴史的極限状況に応用する「精神歴史学」(psychohistory)的アプローチによるものであった(Lifton, 1970: 5-8)。リフトンは原爆が人間精神を「解体」する作用を分析したが、その中でとりわけ鮮やかなのは「心的麻痺」(psychic numbing)と「死の罪意識」(death guilt)であった。「心的麻痺」とは、死とのあまりに衝撃的な遭遇によって心が麻痺してしまうことである。あの日の一少女、久保志津子(当時8歳)は、「私は、ぼかんとして、そばに立ったまま、母の死骸を見つめていました。あまりのことに、涙も出ず、悲しくも何ともありませんでした」と述べている(永井編, 1949: 33)。他方、「死の罪意識」とは、死と遭遇して生きのびた人(生存者)が死んだ人(死者)にたいして感じる負い目、有罪(guilt)の意識をさす。

リフトンはこの「死の罪意識」について、独特の観念を提出した。それが、「生存の優先順位をめぐる罪意識」(guilt over survival priority. Lifton, 1967: 7, 35, 491-2, 489-499)である。「生存の優先順位」(survival priority)が他人よりも自分に与えられたことから人は罪意識をいだく、と解釈したのである。この点は、リフトンがユダヤ系のアメリカ人であることと内面的にかかわりがあるろう。つまり、一方で、ナチス・ドイツによる強制収容所のユダヤ

人生存者においては、生存の機会がある意味で非常に恣意的であり、そうした強制収容所の「死の罪意識」を濃密に反映したものであり、他方で、原爆を投下したアメリカ合衆国の国民としての罪悪感がこうした、いわば中立的な観念を選ばせたものと思われる。

これらは、ナチス・ドイツの強制収容所の生存者やベトナム戦争の帰還兵にも共通に見出されるものであった。と同時に、リフトンは、こうした原爆の破壊的作用にあらがう人間の「思想化」＝自己確認の営みを見逃さなかった。それは東洋哲学が強調する「諦め、あるいは心理的無抵抗」(resignation or psychological non-resistance)であり、西洋哲学が強調する「生存者の使命」(survivor mission)であった。リフトンは次のように言っている。〈無抵抗〉と〈生存者の使命〉は普遍的な心理形態である。ともに、死に圧倒され不活性化されて「心的麻痺」を来たさないための手段だ。両者とも、「不死のセンス」を積極的に再確認することを含んでおり、「象徴的統合」(symbolic integrity)を与える、と(Lifton, 1967: 538)。

本書は、生存者と被爆者の定義⁽³⁾から「創造的応答としての原爆文学」まで、人間が原爆と遭遇することによって受けた心理的・精神的変容について、現代の最先端の科学的方法によりつつ、洗練された文体で叙述された包括的な研究である。本書は、精神科医のエリクソンと社会学者リースマンに捧げられているが、それに値する内実を備えた傑作(masterpiece)と評価できる。

しかしながら、全体として本書は「広島生存者たち」に関する精神分析学の領域における傑出した労作－1969年度、科学部門の「全米図書賞」(the National Book Award)を受賞した－であったにもかかわらず、そこに見出される被爆者像は、日本では、「否定的な思想形成」(negative formulation, Lifton, 1967: 387, 526-7)という言葉に象徴されるように、否定的なニュアンスにおいて受けとめられて、栗原貞子や伊東壮らによって、放射線の医学的・生物学的晩発影響の調査はするけれども、治療はしない「ABCC」(原爆傷害調査委員会；1975年以降、放射線影響研究所)と同列の研究だ、という厳しい批判を受けた。リフトンにとっては、広島被爆者に関するかれの画期的な仕事は、被爆者に関するいわば「否定的な思想形成」と受けとめられたことは、まことに心外であったに違いない。リフトンはこれを重く受けとめて、さらに研究を深め、その12年後、『断ち切られた絆』(Lifton, 1979)において、「死の罪意識」には、「停滞的な罪意識」(static guilt)と、被爆者を生命にむけて励ましてゆく「活性的な罪意識」(animating guilt)のあることを明らかにした。リフトンのこの分析は、「死の罪意識」についてさらに新しい知見を提出したものであって、私たちには再び衝撃的な印象を与えたものであった。

リフトンは、被爆者研究において、自らの知見を被爆者(ならびに、被爆者問題研究者)との対話によって再吟味し、自らの研究の質を高めていった、と肯定的に評価することができる。

第2節 被爆体験の思想化(2)－石田忠

日本の社会調査家・石田忠は、日本政府(厚生省)がはじめて実施した1965年の被爆者調査に参加して以来、日本の社会科学者としては、かれの教え子であり共同研究者でもある濱谷正晴とともに、被爆者調査にその全生涯を打ち込んできた稀有の研究者・思

想家である。石田の被爆者研究は、今年（2005年）で1965年以来ちょうど40年になる。石田の学問的足跡は、大きく二つに分かれる。前半は、被爆40周年の1985年までの20年間（1965-85）であり、後半はそれ以後の20年間（1985-2005）である。

初期の石田の方法は生活史的方法（あるいは、伝記的方法）によるものであった。あらかじめ詳細な調査票を用意して、面接調査をくり返し行うものである。その成果が『反原爆—長崎被爆者の生活史』二巻（石田、1973-74）であった。その「序文」に、石田は次のように書いている。「〈原爆〉のもった最大の意味は、それが原爆否定の思想を生み出したというところに在る。この思想形成の必然は被爆者の〈生〉そのものの中に在る。」この一文こそ、石田忠の被爆者研究のライトモチーフであり、結論でもある。そうして、本書の巻頭を飾る力作論文「反原爆の〈立場〉—福田須磨子さんの戦後史」によって、石田は、以後の被爆者調査の基本概念を把握した。

第一に、石田が〈原爆〉というとき、それは被爆者の原体験をいうのみならず、その戦後過程のすべてをも包摂する程の広がりにおいて用いられている（石田、1973：22）。第二に、石田は、「社会科学の原点が民衆の、ここでは被爆者の、生活者としての営為そのものの中に存することを、認めないわけにはいかない」と述べている（石田、1973：37）。第三に、「福田さんの心の中で二つの力がたたかっている。一つは彼女をく漂流へ押し流そうとする。いま一つは彼女をく抵抗にふるい立たせようとする」（石田、1973：150）。こうして、「漂流から抵抗への飛躍」としての被爆者像の提出（石田、1973：31, 42, 151）には、リフトンの被爆者研究に対する石田の批判が籠められている。

1977年のNGO被爆問題国際シンポジウムに際して、石田忠は「作業文書Ⅲ」（社会科学部門）で「原爆と人間」というパラダイムを提出して主導的役割を果たした。「原爆は人間に対して何をなしたか。そして、人間は原爆に対して何をなすべきか」というシンポジウムの枠組みを提示したのである（『被爆の実相と被爆者の実情』1978年、157ページ）。

この「原爆と人間」のパラダイムは、その後の石田の研究方法ともなった。石田は言う。「被爆者の証言は〈原爆〉と人間の対峙を語ります。この対峙をとらえることがなかったら、その証言を理解することができません。〈原爆〉に人間を対置する—それが私の方法となりました」（石田、1996：98）。

こうして石田は、80年代半ばまでに『反原爆』2巻（1973-74）、『反原爆論集』2巻（1986）を刊行して以降は、〈原爆と人間〉研究会（「原人会」）を組織して、1985年、被爆四十周年に行われた被団協調査の分析に集中した。石田は一千枚を優にこえる統計表（最終的には1551表）を作成して、原爆体験（原爆被害）の「層化」（stratification）を考案することによって、原爆体験と思想化の型に法則性のあることを明らかにした。すなわち、原爆体験の重く深いものほど、〈人間の立場〉に立って〈国の責任〉を問うものの比率が規則的に高いことを実証したのである（石田、1996、2004）。

石田忠の被爆者調査の特徴として、立論を徹頭徹尾事実に基かしめようとする実証性へのつよい意思と、被爆者の体験を「わが腸（はらわた）痛む」（cf. 北森嘉蔵、1946、1951：154）までに追体験する共感力（empathy）、そして、その考察を人間的切実さをもって言い表わす芸術的表現、の三点を指摘することができよう。

石田が濱谷正晴（一橋大学教授）、栗原淑江（「自分史つうしんヒバクシャ」編集発行人）らを中心とする「原人会」の献身的な協働を得て到達した成果が石田忠「原爆体験の思想

化－「被団協調査」・分析」(1996)であり、同『統計集く原爆体験の思想化』(一橋大学社会調査室、全7巻＋別巻)(石田、2004)である。そして、その詳述が濱谷正晴『原爆体験』(2005)であった。石田と濱谷の著述は、両者相俟って被爆者調査の金字塔を打ち立てたといえよう。それは、浦上天主堂の鐘楼になぞらえて、師弟による美しい双塔の金字塔と呼ぶこともできる⁽⁴⁾。

第3節 原爆死から平和責任へー長崎にあって哲学する

リフトンや石田忠の業績とは比較にもならないが、またアプローチの仕方を異にするが、つぎに「長崎にあって哲学する」私の考えのいくつかを簡潔に述べてみたい。

1 現象学的方法－実証主義をこえて

私は、フロイト、エリクソン、リフトンの著作を精読し、社会調査家・石田忠によって社会調査とその厳密な実証性について教えられてきた。そうして、石田や濱谷らと共にいくつかの被爆者調査にも携わってきた(高橋、1984、1991、1994a; 読売新聞、2000/7/28; 朝日新聞、2005/7/17; cf. 石田、1973-74; 濱谷、1989: 97; 1994: 300)。が、私自身の方法は、実証科学としての社会学に加えて、哲学、とくに現象学のそれである、と言ってみたい。

現象学の格率は、フッサールの「我々は《事柄そのもの》*Sachen selbst* へ立ち戻ろう」(Husserl, 1900, II/I: 6)であり、ハイデガーによるその再述「事柄そのものへ！」(Zu den *Sachen selbst!* Heidegger, 1927, 1976: 27, 34)である。現象学の方法によって産み出された現代の哲学的作品にハイデガー、サルトル、メルロ・ポンティなどの主要な著作がある。だが、私はここに現象学の方法によって見出された最も重要な思想の事例として、シュヴァイツァーの「生命への畏敬」(*die Ehrfurcht vor dem Leben*)を指摘したい。シュヴァイツァーは、1915年、第一次世界戦争のさなかにあつて、(i) 同時代の状況について深い関心と憂慮をいだき、(ii) 《事柄そのもの》へ深く降り立ち、(iii) 過去のあらゆる倫理思想を精査し、(iv) そうして未来の形成にむかつて有意義な新しい概念として「生命への畏敬」という全く新しいコンセプトを発明したのであつた(Schweitzer, 1915, 1963, 1966:20)。

さらに、現象学の論理として「存在と否定」(cf. Sartre, *L'Être et le Néant*, 1943)の論理を指摘しておきたい。サルトルの著書の表題の含意するところは、スピノザの「すべての決定は否定である」(*Omnis determinatio est negatio.*)、および、ヘーゲルの「自らのうちに存在と否定を含まないものは天にも地にも存在しない」(*Il n'y a rien dans le ciel et sur terre qui ne contienne en soi l'être et le néant.*)という命題とつなげて理解すべきである。あまりに簡略化して言うことは避けなければならないが、要約して、(1) *l'être* (存在)は、存在(*existence*, ～がある)と繫辞(*copula*, ～である)の二つの意味を有すること(Wittgenstein, 1922: 55)、(2) いかなる存在もそのうちに否定の契機を含意すること、したがって、すべての存在は否定形(二重否定を含む)によって言明することができること、そして、(3) 存在は否定よりも高尚であること、さらに、(4) 実存とはそれ自身でありそれ自身でない可能性をいう(Heidegger, 1927, 1976: 12, 261)。言いかえれば、実存とは存在と否定の可

能性をさすこと、を指摘しておきたい。

この「存在と否定」の論理は、平和学と関連させるとき、それは、冒頭で述べたガルトウングの立場（「建設的な回答」）とかわかる。すなわち、ガルトウングによれば、平和学は、二つの構成要素をもつ。一つは、破壊的 / 否定的 (destructive/negative) であり、他は建設的 / 積極的 (constructive/positive) である (Galtung, 1996: 270)。内容的には、前者は戦争研究 (war studies) であり、後者は平和研究 (peace studies) といえる。ガルトウングが「建設的な回答を提示する義務」を感じているように、平和研究者は、この「存在と否定」の論理を意識的に自覚して、ガルトウング同様、「建設的な回答を提示する義務」の下にある、というべきであろう。

2 核時代の死と生—むごい死とむごい生

原爆死について、私は「暴力死」、「政治死」、「非常死」、さらには量的でなく質的な意味における「過剰殺戮」などの新しい概念を提出した。それぞれについて可能な限り簡潔な説明を試みる。

1) 暴力死

俗語でいえば、「むごい死」であるが、私はあえて「暴力死」(violent death)と規定する。暴力は素手の暴力もあるが、原子爆弾による暴力は科学・技術および生産力の向上と結びついたものである。科学・技術文明の進展とともに、暴力死はその凄惨の度合いを増しつづけてゆく。その意味で、原爆死を暴力死と規定するとき、それは文明の進展とともにますます凄惨の度合いを増し加えるものと理解すべきである。

2) 政治死

原爆死は、国家 (le Corps politique) によってもたらされた死であって、自然死 (natural death) の対極に位置する。自然死は、自然の法則に従い、これを避けることはできない。しかし、原爆死は政治死 (political death) であると規定するとき、原爆死は政治的意思 (political will) によって回避することができる、という結論を導き出すことが可能となる。したがって、原爆死を自然死でなくて政治死である、と規定する意義は比類なく大きいといわねばならない。

3) 非常死

「非常死」という言葉によって、私の意味するところは、「常の年の普通の出来事」(柳田國男、先祖の話、64節。柳田、1946:195-196)としての死が、死と生の悠久の結びつきを保ったものであるのに対して、「非常死」(unusual death)にあってはそれが断ち切られるということである。人が死んでも、その人の子どもや孫が生きているとき、人は安心して死ぬことができる。しかし、原爆死においてはただ人が死ぬばかりでない。放射線に対して非常に感受性の高い生殖細胞もまた破壊される。言いかえれば、かれ / 彼女は生きのびても、その子孫は殺されるのである。ギネスブックの最新版は、86代におよぶ孔子の家系図を「世界一長い家系図」とであると認定した (Guinness World Records 2006, 朝日新聞、2005/10/23 参照)。それによれば、紀元前6世紀に生まれた孔子から現代まで82代、全世界に孔子の子孫は300万人以上いるとのことである⁽⁵⁾。ということは、たとえば、長崎の山口仙二氏のように、たとえ本人は生きのびても「原爆によって子種を絶やさ

れた」と言うばあい、将来 2500 年間に 300 万人以上の「仙ちゃん」の子孫が根絶されることを意味する。その意味では、原爆、そして核兵器は、同時代の人類を「横に殺す」(to murder horizontally)にとどまらず、未来の人類を「縦に殺す」(to murder vertically)。その両方の意味をこめて、核兵器は「人類弑逆」(genocide)の兵器である、といわなければならない。

4) 過剰殺戮

通常、過剰殺傷 (overkill) とは、最新の兵器、とくに核兵器が使用されるとき、その兵器の高性能のゆえに、軍事的必要をこえて、戦闘員及び非戦闘員を無差別かつ大量に殺傷する事態をさす。しかし私は、この“overkill”を量的概念というより、むしろ質的概念として用いた。原爆が戦略的に使用されるとき、通常兵器とは格段に強力な威力をもった熱線、爆風、放射線によって、とりわけその相乗作用によって、人びとは致死量の数倍の破壊力に曝される。人は一度死ぬだけでなく、何度でも死ななければならぬ過酷な状況におかれる。この事態を私は「過剰殺戮」(overkill)と呼んだのである (高橋, 1985, 2004: 18, 33)。

5) 原爆地獄

私は「原爆地獄」を「人間的であること」(to stay human)と「生きのびること」(to stay alive)とが両立しない状況である、と定義した (高橋, 1994)。善人が夭逝し、罪なきものが犠牲となる「原爆地獄」は、伝統的な地獄の観念 (源信『往生要集』985 年; ダンテ『神曲』(Divina Commedia, 1307-21)をこえるという意味で、それを「地獄をこえた地獄」(the Hell beyond hells)と呼んだ。

6) むごい生

被爆者の「むごい生」について、被爆者は生きのびるために、まるで畜生のように、あるいは「鬼」のように、人間以下のもの (subhuman) に「貶められて」(degraded)ー私はこれを「道徳的墮落」(“moral degradation”)と呼んだ (高橋, 2004: 151)ー、言いかえれば、非人間化されて罪意識が生じる、と私は考察した。原爆がもたらす「絶滅」(extermination)と「非人間化」(dehumanization)のうち、私としては、むしろ後者「道徳的墮落」ないし「非人間化」によってもっとも執拗な・生涯にわたって抜きがたい「死の罪意識」が生じたのである。これは、リフトンの「生存の優先順位をめぐる罪意識」(guilt over survival priority)に対する批判を意味する。さらに、「原爆死」以後の被爆者の生を「死の上の生」と呼び、そのあまりにも「むごい生」のゆえに「死者をうらやむ」という事態がおこる、云々と指摘した。

3 原爆死から平和責任へ

被爆地長崎における「被爆体験の思想化」の営みの中には、本島等長崎市長 (当時) による発言「天皇の戦争責任はあると私は思います」(1988 年 12 月 7 日; 本島, 1989) や、岩松繁俊による《反核を訴えるときには、かならずその前に、日本の戦争責任を自己批判しなければならぬ》という「長崎方式」の提起がある (岩松, 1982: 62, 1998: 88)。私もまた、広い意味での「被爆体験の思想化」の枠組の中で、いくつかの新しい概念を提起してきた。それらの中には、「平和への存在」、「平和への権利」、また「戦争と平和一九段階接合理論」の提起との関連で「戦前責任」、「平和責任」、「平和の質」などが

含まれる (高橋, 2004)。

A 〈平和責任〉を含む平和の新しい概念

1) 〈平和への存在〉

1995年の戦後50年/被爆50年、そして20世紀から21世紀へ、さらには西暦2000年からはじまる新しいミレニアムといった世界歴史の節目にあたって、長崎にあった哲学する私は、〈平和への存在〉という新しい人間観に到達したと言える。その思想的系譜としては、ハイデガー「死への存在」(das Sein zum Tode)と、それに呼応しながら同時代に向かって呼びかけたサルトルの「戦争への存在」(das Sein zum Kriege)がある。しかし、これらの思想の抽象的な発展としてこの〈平和への存在〉(das Sein zum Frieden)を考案したというより、むしろ秋月辰一郎や山口仙二といった長崎の被爆者に会うことによって、〈平和への存在〉という新しい人間のイメージを得たと言わなければならない。ガルトゥングは、主著の平和を扱った部分において、「長期的には、我々は平和に処せられている(‘we are condemned to peace’)」という命題について、「信じがたい/ありえない」(unlikely)と述べた(Galtung, 1996:12)。私もこれには同感である。私は〈平和への存在〉という新しい人間像を、秋月辰一郎や山口仙二という具体的な人間のうちに見たのであって、〈平和への存在〉という人間の本質規定において、実存が本質に先立っていたのである。《実存は本質に先立つ》“L’existence précède l’essence.”という実存主義の根本命題はここにおいても妥当する。

秋月や山口らの被爆者において、彼らをすぐれて〈平和への存在〉としているものは、第一に、彼らがいずれも「極限的恐怖」(the ultimate horror, Lifton, 1967: 48)に遭遇し、あるいは、牢として抜きがたい「死の罪意識」をもちながら、しかもそれにとらわれ打ち負かされるのではなく、生涯にわたって「心の傷」を抱えたまま、それを超越(transcend)していることである。第二に、かれらは戦争の混乱と破壊の体験から新しい平和の秩序を構想し、提起し、実践していることである。

ここに、私は否定的(negative)なものを肯定的(positive)なものへ転換する創造的な「平和を作り出す人々」(οἱ εἰρηνοποιοί, 「山上の垂訓」Matthew 5.9)を認めないではいられない。ガルトゥングは、「ピース・ワーカー」(peace worker)の役割は、苦しみを減らし生命を増大せしむることにあると述べた(Galtung, 1996: 266)。だが、ガルトゥングの主著の言葉を用いて、これを再定義するなら、「ピース・ワーカー」とは「苦難」(dukha, suffering)を体験しながら、それを乗り越え(transcend)、それを「幸福」(sukha, bliss)に変容(transform)させることのできる人々を指す、ということが出来る。私の提起する〈平和への存在〉は、まさに現代の平和学が指し示す「超越と転換」(transcend & transform, cf. Galtung, 2004)の能力をもった「平和の働き人」(peace worker)⁽⁶⁾である、と言えよう。

2) 〈平和への権利〉

さて、新しい世紀・新しい千年紀への転換期にあたって啓示された新しい人間像とも言えるべき「平和への存在」の権利と義務、ないし責任について、若干の考察を書き記してみよう。

何よりもまず、「平和への存在」は、「平和への権利」をもち、「平和責任」をになう。

人間を「平和への存在」と規定するとき、「平和への権利」(the right to peace)はいかなる権利にも優先する権利として保障されなければならない。伝統的に、人間の基本的権利を生存権的基本権と自由権的基本権に区分するが、「平和への権利」は、生存と自由の双方の基本権の根底に位置すると言うことができる。すでに、国連は、1984年11月12日、総会決議39/11によって、「平和に対する人民の権利宣言」(Declaration on the Right of Peoples to Peace)を採択している。そこにおいて、総会は「地球上の諸人民は平和への神聖な権利を有する」とおごそかに宣言している(The General Assembly, 1. Solemnly proclaims that the peoples of our planet have a sacred right to peace.)⁽⁷⁾。

3) <平和責任>

「平和責任」(peace responsibility)ということばを私が最初に提起したのは2000年秋のことであった。長崎における宗教関連のある小さな会合(YMCA・YWCA 合同祈祷週、於長崎銀屋町教会、2000年11月19日)で、青年たちに提起したのが最初である。翌年6月には、第7回北東アジア金沢シンポジウムにおいて提起した(高橋、2001、2004)⁽⁸⁾。

「平和への存在」は、「平和への権利」を有するとともに、「平和責任」を有する。「人類弑逆」の兵器として核兵器を所有するに至った人類にとって「平和への権利」が人権の中でももっとも基本的な権利として「神聖」と宣言されたように、「平和責任」はすべての責任、すべての義務に優先さるべき「神聖」な責任といわねばならないであろう。

哲学者ハンス・ヨナスは、母語であるドイツ語の名著『責任という原理』(Jonas, 1979)、およびそれに先行する、ドイツ語なまりの残った生硬な英語論文の中で「責任」(Verantwortung, responsibility)について論じた。ヨナスはいう。「人間の居住に適した世界が存在すべきこと、そしてその世界が人類によって居住さるべきことは、一般的公理として容易に確認されるであろう」と(Jonas, 1974: 12)。そうして、ヨナスは、主として、生態学・環境問題を念頭におきながら、「倫理学が今日取扱うべき行為は、前例のないほど未来に因果的結果をもたらす。このことが、諸帰結の規模とあいまって、責任を倫理学の中心に押しやるのである」(Jonas, 1977: 169)と述べた。そうして、ヨナスは、カントの有名な定言命令を修正して、次のように定式化する。「汝の行為の結果が本来の人間の生命の永続性と両立しうるように行為せよ」(Jonas, 1974: 13)。あるいは、これを否定形で表現すれば、「汝の行為の結果が本来の人間の生命の未来の可能性を破壊しないように行為せよ」(Jonas, 1974: 13)となる。こうして、ヨナスは「責任の新次元」に対応する「責任の倫理学」を提唱したのであった(Jonas, 1974: 9, 14, 18)。

ところで、ホップズの大著『リヴァイアサン』(Leviathan, 1651: 63)と同じく、「恐れの見学」(„die Heuristik der Furcht“, Jonas, 1979, 2003: 8, 63, 392)として構想されたヨナスの「責任の倫理学」は、かれが生態学・環境問題を念頭においているがゆえに「遠い未来に対する責任の倫理学」(die Ethik der Fernverantwortung, Jonas, 1979, 2003: 63. *Italics mine.*)となった。しかしながら、核時代と核戦争を念頭におくとき、それはけっして遠い未来でなく、「近未来のさし迫った責任の倫理学」(die Ethik der Naheverantwortung)とならねばならぬであろう。とするならば、「責任への勇気」(Mut zur Verantwortung, Jonas, 1979, 2003: 391)を提起する現代の「責任の倫理学」の、その責任の筆頭に挙げられるべきは「平和責任」(Friedenverantwortung)である、と言わねばならない。

4) <戦前責任>

「平和責任」は他の事情からも来る。それは、戦後40年、そして50年、さらに60年を経て、「戦争や原爆といわれてもピンとこない」若い世代がますます台頭してきている事実と関係がある (cf. 片岡, 1986, 1996: 148)。戦争を知らない戦後生まれの世代の、その子どもたちが相ついで成人している今日、若い世代は「戦争責任」ということを自分の問題として感じるができない。家永三郎は、「戦争責任」は負の遺産として戦後世代に相続されるとしたが (家永, 1985), どうであろうか。むしろこの点に関しては、大沼保昭の「戦争責任」と「戦後責任」の区別を採用したい (大沼, 1987: 211)。しかし、私が若い世代に提起するのは、「戦後責任」でもない。私は若い世代にこう提起する。私事に触れて恐縮であるが、1942年 (昭和17年)の春、桃の節句に生まれた私は、日米開戦、真珠湾攻撃の時点で (1941年12月7/8日)、私はまだ母の胎内にいた。アジア・太平洋戦争が終わったとき、私は3歳半であったから、私に戦争責任はない、といえよう。しかし、戦後60年を経て、私に「戦後責任」は十分にある。だが、若い世代には戦後責任さえもない。しかし、次の戦争に関して、侵略戦争を容易に始めさせない、そのための準備を着々と進めさせない「戦前責任」(pre-war responsibility)は、君たちにもある、というのである (毎日新聞「ひと」欄, 2004/9/14; 朝日新聞西部本社版, 2005/7/29夕刊, 同, 2006/8/10夕刊; 長崎新聞, 2007年元旦, 28面参照)。

「若い世代には、戦争責任も、戦後責任もない。しかし、戦前責任はある」という問題提起を私は「戦争と平和一九段階接合理論」(高橋, 2004:184)によって理論化する。戦前期-戦争期-戦後期の各時期に、戦前責任- (狭義の) 戦争責任-戦後責任が対応する。そして、歴史の諸局面に対応して、これら三つの責任が生じるのは、その根底にヨリ根源的な責任として「平和責任」があるからである、と私は考察する。

私の問題提起を聞き、さらに戦後期が戦前期に「接合」する円筒形にまとめた図表を見て、学生たちは「ショック」をうけた、という。学生たちの声を紹介しよう。

- ・今日の講義を聴いて、「戦前責任」という言葉がやはり心に残った。新しい考え方を知り、目からうろこがおちた気分だった。今の世界情勢を見ていると、今という時代が戦後ではなく戦前になるかもしれないようなでき事が少なからずあるので、自分には戦前責任があることを忘れずに行きたいと思う。(2005年4月、長崎大学医学部、1年男子)
- ・自分は戦争に関係のない時代に生まれましたが、これからの人生で戦争を起こさないという思いもよらない“戦前責任”をつきつけられて、自分の責任を感じました。自分に関係はないと思っていましたが、今後は戦争を起こさないように、一人一人が認識を深めることが大切だと思いました。(2005年4月、薬学部1年、女子)
- ・今日この講義を聞いて、一番心に残ったことは、今、自分達は平和期にいて、そしてかつ戦前責任があるということです。そんな事は今まで考えたことなかった (特に、「戦前責任」については) ので、びっくりしました。憲法9条について、最近とても話題になっていたけど、重いことだっかわかってたけど、改めて重い、絶対に失くしちゃいけないと思った。今、平和は当たり前のように感じるけど、その当たり前を大事にし、平和の尊さを心にとめておきたいです。(2005年4月、薬学部1年、男子)

私は長崎の諸大学で多くのアジアの留学生にも教えてきた。「戦争責任」よりももっと根源的な責任として「平和責任」がある、という私の提起は、アジアの人々・留学生にも新しい課題を示唆している(孫東民「対話促理解」『人民日報』2001/7/12 参照)。ここには、中国人留学生の書いた一文を紹介する。

- ・中国からの留学生として「平和責任を持っている」のに意味深く感じました。戦争とは、ただ戦争を起こった側の責任しかないと思っていました。また、2回も残酷な戦争が起これないように、戦前責任、そして、平和責任を持つべきだと思います。特に、若い世代は積極的に歴史認識を高めると役に立つと思っています。(経済学部1年、2005年7月、原文のママ)

5) <平和の質>

<平和の質>に先行し、これに類似したことばとして、「生活水準」と「生命の質」がある。「生活水準」(SOL, standards of life or a standard of living)が問題にならなかったような人類史の段階を考えることができない。それどころか、今日、その収入が一日1ドル以下の極貧の生活水準に甘んじている人々が10億人以上いる、と言われている。「国連ミレニアム宣言」(UN Millennium Declaration, 8 Septmeber 2000)は、2015年までにこれら極貧の人々、および飢餓に苦しむ人々の比率を半減することを目標に据えている。これを受けて、「ミレニアム開発目標」(UN Millennium Development Goals. Report of the Secretary-General, 6 September 2001.)が、その八つの主要目標の第一に掲げたのは、じつにこの「極度の貧困」を1990年から2015年までの間に半減するという目標であった。

他方、1970年代から80年代にかけて、とくに末期医療の現場から「生命の質」(QOL, the quality of life)が提言されるに至った。これは、現代の医療技術の進歩に伴って、延命のための医療行為に励むあまり、患者の人間としての尊厳や、最終段階における人生の享受といった側面への配慮がおろそかになっていることへの反省から提起された新しい考え方であった(Cf. Beauchamp & Childress, 1979, 1994)。

それに対して私は、世紀、ならびに千年紀の転換点にあたって、どうしても「平和の質」(QOP, the quality of peace)という新しい概念が必要である、とつよく思うに至った(高橋, 2001: 25-26)。

戦後日本の社会においてこの「平和の質」という概念が想起され提起されるには、必然性があると思う。戦後日本の国民と国家のあり方を定礎したといえる「日本国憲法」第9条は、戦争の放棄と戦力の不保持、交戦権の否認を規定している。この憲法の条文は一字一句変わることなしに、警察予備隊の創設(1950年7月8日)、保安隊への改組(1952年10月15日)から自衛隊の発足へ(1954年7月1日)、PKO協力法にもとづく自衛隊のカンボジア派遣(1992年9月17日)からイラク・サマーワへの自衛隊の派遣・駐留(2003年12月26日以降)へと現実には進行している。そして、さきに発表された自民党の「新憲法草案」(2005年10月28日)のように、憲法9条の改正(9条1項は維持、2項に「自衛軍」の保持を明記)へと進んできているのである。憲法9条は一字一句変更されることなく重大な挑戦を受け続けて、今日殆んど危殆に瀕していると言って過言でない。こうした戦後日本の現実を顧みるとき、「平和の質」ということばが開発され

なかった方が不思議である。戦後日本は「平和憲法」をもっているから安心だ、と安堵してしまうのではなく、たえず日本社会の「平和の質」がどうなっているか検証する必要があるというのである。

ところで、国際社会のなかで、「平和の質」という概念は使われているのであろうか。インターネットで調べてみると、国際社会の中では、すでに、1995年12月、イスラエル・シリア間の和平交渉のなかで、イスラエルのペレス首相が提案し、シリア側が同意した四項目の第二項に「平和の質」(quality of peace)があったという。イタマール・ラビノヴィッチ駐米イスラエル大使によれば、ペレス首相は、「平和の質」を問題にして、「冷たい平和」(a cold peace)には関心を示さず、「形式的平和」(a formal peace)ないし「空虚な平和」(a hollow peace)にも明確な不同意を表明した、という⁽⁹⁾。

では、さらに広い分野で「平和の質」に言及されたことがあったであろうか。国連を中心とする国際社会の発信する重要な文書のなかには、ただ一ヶ所「人間の安全保障委員会」(Commission on Human Security)の最終報告書『人間の安全保障の現在』(*Human Security Now*, 2003)に見出すことができる。報告書は、その第8章で、「基本的な問題への取り組み」として10項目をあげている。その第4項に、紛争後の状況下で、「成功の尺度は紛争の停止でない。それは紛争後の平和の質である」(The measure of success is not the cessation of conflict-it is the quality of peace that is left behind.)とハッキリ述べている(*Human Security Now*, 2003:136; 人間の安全保障委員会報告書『安全保障の今日的課題』朝日新聞社, 2003: 254)。

こうして、「平和の質」という概念は、緒方貞子やアマーティア・センがかかわったこのきわめて重要な国連の文書に採択されることによって、今日急速に広まりつつあるように思われる⁽¹⁰⁾。

B 国際的視野の中で

近年、とくに2000年秋の国連ミレニアム・サミットに前後して、国際社会において、従来の考え方からの重大な「パラダイム転換」(a shift in paradigm)とでも称すべき、事態の急速な展開が生起している。

パラダイム転換の第一は開発(development)にかかわる。第二次世界戦争の消耗と衝撃から回復した先進国は、年々の経済成長が目標となった。他方、アジア・アフリカ・ラテンアメリカの新たな独立国や発展途上国においては、独立と開発がその国家目標とされた。しかし、先進国の成長といえども、大量生産・大量消費から来る地球資源の枯渇や環境汚染が深刻化するに従い、成長のみを目標として掲げることはできなくなった。

他方で、世界的な調整と統治(good governance)を怠るならば、南北の格差はますます拡大してゆく「帝国主義的」構造の中にあることが明らかとなった(Galtung, 1971)。こうした事情を背景に、先進国主体の「成長」から、先進国と途上国の、放置すれば拡大する格差を是正するために、とくに途上国の「開発」が重視されるに至った。その開発のコンセプトは、1987年「環境と開発世界委員会」(WCED)の報告書において「持続可能な開発」(the sustainable development)という新しい概念に到達した。その延長上にあって、この「持続可能な開発」をさらに新しく更新する概念こそ「人間の開発」(Human Development)であっ

た。つまり、途上国の社会的・経済的開発から一人ひとりの「人間の開発」、すなわち人間の全面発達、全面開花へと開発の焦点が明確化されるに至ったのである。

パラダイム転換の第二は安全保障 (security) の分野で生じた。冷戦期にはきびしいイデオロギーの対立から互いに核兵器をもって対峙した。安全保障はこの時期にはなによりも「国家の安全保障」(national security)であり、「核兵器をもってする安全保障」(nuclear security)であった。しかし、冷戦の崩壊とともに安全保障の概念も大きく転換したとわかっていい。人々の安心・安全 (security) の感覚には、たとえば、少女が夜間外出しても路上でレイプされないこと、青年たちにまっとうな仕事があること、父親が解雇されないことなど、ごく身近なところでの安心・安全・安堵がむしろ中心的である (UNDP, 1994: 23)。冷戦後のこうした新しい“security”の目覚めから、ここに「人間の安全保障」(Human Security) という根本的に新しい概念が登場することとなったのである (UNDP, 1994)。

むすび

20世紀の二つの世界戦争、そしてその後の核兵器をもって対峙する冷たい戦争 (冷戦) という苛酷な歴史的現実直面して、人類社会は人間の尊厳と権利への新しいめざめを獲得した。その表現こそ「人権の普遍的宣言」(Universal Declaration of Human Rights, 1948, U. N. Doc. A/811. いわゆる「世界人権宣言」)であり、「国連ミレニアム宣言」(2000年)であった。これら歴史的宣言の中核にあるのは、戦争とホロコーストによって人間の尊厳 (dignity, Würde) が踏みにじられてきたこと、したがってそのような事態を二度と生起させないためには、人間の基本的権利 (人権) と自由とが尊重されなければならない、という指摘である。「人権の普遍的宣言」の前文には、「人類家族のすべての構成員の固有の尊厳と、平等なそして他に譲り渡すことのできない権利の承認は、自由、正義および世界平和の基礎である」(“whereas recognition of the inherent dignity and of the equal and inalienable rights of all members of the human family is the foundation of freedom, justice and peace in the world...”)と謳われている。「国連ミレニアム宣言」の基本的価値の優先順位もまた同じ精神によって貫かれていると言っていい。人間の尊厳が戦争とホロコーストの中でもっとも非人道的に踏みにじられてきたことを思えば、20世紀における二つの世界戦争以後の国際社会において、「平和への権利」は基本的人権の中でも中心に位置すべきものと言えるであろう。人びとの平和への権利が神聖なものとして宣言され保障され、他方で人びとが「平和責任」にめざめてそれぞれの社会の内と外で活動するとき、社会の内外における「平和の質」は劇的に変化するであろう (図1参照)。すなわち、「消極的平和」から「積極的平和」へ、あるいは、「国家の安全保障」から「人間の安全保障」へと質的な変化が生起するであろう。そうして「人間の安全保障」が可能となれば、「人間の開発」が未曾有の機会を与えられて、「平和への存在」としての人びとの自己実現が可能となる (図2参照)。かくして、「平和への権利」、「平和責任」から出発して、「平和の質」の転換をつうじて「人間の安全保障」が確保されるとき、「人間の開発」が可能となり、ここに「平和への存在」としての人間の実存が可能となる。それを図示したのが図3である。これらの図表によって、「長崎にあって哲学する」わたくしの試みは、同時に「被爆体験の思想化」の試みとして、国際社会のパラダイム転換と同調し、それと軌 (方向性) を一にしている、と確認することができよう。

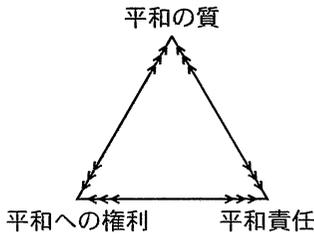


図1 平和の三角形

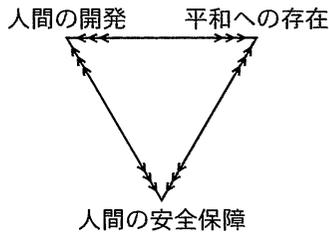


図2 「平和の質」の転換
 ——国家の安全保障から
 人間の安全保障へ——

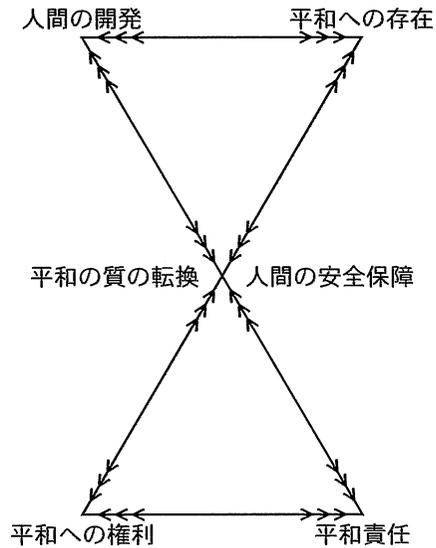


図3 平和への存在
 ——国際社会のパラダイム転換の中で——

私は本稿の冒頭で、「被爆体験の思想化」とは広く言って「被爆者がそれによって生きることのできる思想」と定義した。さらに石田忠の「原爆と人間」のパラダイムに依拠して、「被爆体験の思想化」とは原爆が人間に何をしたかを確定する科学的な営みと、人間は原爆に対して何をなすべきかを明確にする思想的な営みの両者からなるダイナミックな過程であると述べた。その定義からすれば、上述した「現象学的方法—実証主義をこえて」（第3節1）は私の方法とその肥沃なモデルを示し、「核時代の死と生—むごい死とむごい生」（第3節2）は「被爆体験の思想化」の科学的営みに当たる。暴力死、政治死、非常死、過剰殺戮、原爆地獄、等々のどれ一つを取り上げてみても、それらは被爆者が体験した事実の新しい概念化（“formulation”）であった。さらに、「原爆死から平和責任へ」（第3節3）で論じたことは、「被爆体験の思想化」の思想的営みに相当する。平和への存在、平和への権利、平和責任、戦前責任、平和の質などの新しい概念は、被爆地ナガサキで、被爆者とともに生き、被爆者に学びつつ、「長崎にあって哲学する」中で定式化されたものであった。その一つひとつが「被爆者がそれによって生きることのできる思想」であると同時に、私たちが「核兵器のない世界」（NFWF, A Nuclear-Weapon-Free-World, cf. Rotblat et al., 1993）を創造するために不可欠の思想でもある。

〔注〕

(1) 本稿は、被爆 60 周年にあたる 2005 年 11 月 12 - 13 日、統一テーマ「原爆投下 60 周年の意味を問いつ返す」のもとに、長崎大学において開催された 2005 年度日本平和学会秋季研究大会のシンポジウム「原爆投下と被爆体験」における私の報告原稿を今日の時点で整序したものである。なお、本稿は長崎の被爆者・市民運動ともかかわりがふかく、とくに招請をうけて、長崎の証言の会『証言ーヒロシマ・ナガサキの声』第 20 集（汐文社発売、2006 年）に概要を発表した。

(2) 私の「長崎にあって哲学する」試みは、長崎で秋月辰一郎と出会うなかで、「長崎には哲学者がいない」という秋月の示唆から生まれた。高橋眞司「秋月辰一郎メモワール」（『証言ーヒロシマ・ナガサキの声』第 20 集、2006 年）参照。

(3) リフトンによれば、「生存者(survivor)とは、何らかの身体的ないし心理的様式で死と接触し、しかもかれ自身は生きのびた人、と定義することができる。」(We may define the survivor as one who has come into contact with death in some bodily or psychic fashion and has himself remained alive. Lifton, 1967: 479) 他方、被爆者とは、「爆発に曝された人」(explosion-affected person. Lifton, 1967: 6-7)であって、それによって一定の傷害を負ったとまでは言っていない。リフトンによる被爆者の定義は、今日 Webster's Dictionary に掲載されている。

(4) 「原爆体験の思想化」という課題に取り組んだ日本の社会科学者の業績については、(濱谷, 1994)がその輪郭を示してくれる。

(5) 一人が平均二人の子どもをもつとして、単純計算すると、あと 11 世代(約 330 年)で、61 億 4400 万人に達する。この数字は、現在の地球人口、約 62 億人に匹敵する。

(6) ガルトゥングは、「平和の働き人」を「ピース・ワーカー」(peace worker)と呼んで、「平和活動家」(peace activist)という用語を意図的に避けた。それは、「平和活動家」(peace activist)ということばがナイーブで、非熟練の感触を与えるからであった(Galtung, 1996: 266)。

(7) URL: http://www.wagingpeace.org/articles/0000/1984_declaration-people-peace.htm

(8) 日本平和学会の中では、藤原修氏が序論「歴史と平和ー戦争責任から平和責任へ」の中で、沖縄タイムスの記事に触発されて「平和責任」という概念を用いた。内海愛子・山脇啓造編『歴史の壁を越えてー和解と共生の平和学』法律文化社、2004 年、6 ページ。

(9) Ambassador Ravinovitch on the Israeli-Syrian Peace Talks. Washington Institute, January 18, 1996.

(10) たとえば、次のような URL を参照せよ。

CSP(Center for Systemic Peace), Global Conflict Trends: Measuring Systemic Peace.

<http://members.aol.com/CSPmgn/conflict.htm>

〔文献抄録〕

- 紙幅の制約により、すでに(高橋, 1994, 2004)の文献目録に掲げたものは出来るかぎり割愛し、必要最小限の文献のみを掲げる。
- Galtung, Johan, 1996: *Peace by Peaceful Means: Peace and Conflict, Development and Civilization*. PRIO (International Peace Research Institute, Oslo), SAGE Publications.
- Galtung, Johan, 2004: *Transcend and Transform: An Introduction to Conflict Work*. London: Pluto Press.
- 浜谷正晴, 1996: 原爆がもたらしたく地獄とく惨苦に関する実証的研究 (科研報告書)
- 浜谷正晴, 2005: 原爆体験, 岩波書店
- 石田 忠, 1980: <原爆>と人間, 一橋論叢, 83-2, 原爆・戦争体験と想像力—石田忠名誉教授記念号, 日本評論社, 所収
- 石田 忠, 1996: 原爆体験の思想化—「被団協調査」・分析, (濱谷, 1996)所収
- 石田 忠, 2004: 統計集く原爆体験の思想化, 一橋大学社会調査室, 全7巻+別巻
- Jonas, Hans, 1974: *Philosophical Essays: From Ancient Creed to Technological Man*. New Jersey: Prentice-Hall.
- Jonas, Hans, 1977: The Concept of Responsibility: An Inquiry into the Foundation of an Ethics for our Age. In: *Knowledge, Value and Belief*. Edited by H. Tristram Engelhardt, Jr. & Daniel Callahan. The Hastings Center.
- Jonas, Hans, 1979: *Das Prinzip Verantwortung: Versuch einer Ethik für die technologische Zivilisation*. Insel Verlag; Suhrkamp, 2003; ハンス・ヨナス著, 加藤尚武監訳, 責任という原理—科学技術文明のための倫理学の試み, 東信堂, 2000
- Lifton, Robert Jay, 1967: *Death in Life: Survivors of Hiroshima*. New York: Random House; Basic Books, 1982; University of North Carolina Press, 1991; ロバート・J・リフトン著, 生命の中の死—広島島の生存者, 梶井迪夫監修, 死の内の生命—ヒロシマの生存者, 朝日新聞社, 1971
- Lifton, Robert Jay, 1970: *History and Human Survival: Essays on the Young and Old, Survivors and the Dead, Peace and War, and on Contemporary Psychohistory*. New York: Random House.
- Rotblat, Joseph et. al.(eds), 1993: *A Nuclear-Weapon-Free-World: Desirable? Feasible?* Boulder: Westview Press.
- Sartre, Jean-Paul, 1943: *L'Être et le Néant: Essai d'ontologie phénoménologique*. Gallimard; サルトル著, 松浪信三郎訳, 存在と無—現象学的存在論の試み, 3巻, 人文書院, 1960年; 新装版, 2巻, 1999年
- 高橋眞司, 1994: 長崎にあって哲学する—核時代の死と生, 北樹出版
- 高橋眞司, 2001: 平和教育—長崎からの報告と提言, 日本国際連合協会『季刊国連』25号
- 高橋眞司, 2004: 続・長崎にあって哲学する—原爆死から平和責任へ, 北樹出版
- UN Development Programme, 1994: *Human Development Report 1994*, Oxford U. P.